

第25回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第25回岩手町農業委員会総会は、令和4年7月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

2番 乙茂内 丈久

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

主事 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 中村 重信

農地利用最適化推進委員 高橋 正人

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第25回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

2番乙茂内丈久委員、4番佐々木夏子委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、5ページをご覧ください。

番号4、土地の所在は、大字川口第7地割地内の田6筆計 1,981 m²について、

譲り渡す記載の方が高齢により耕作できないため、隣の農地の譲り受ける記載の方に引き取って貰えるよう打診したところ、譲り受ける記載の方にとっても都合がよいとのことで受入れたものでございます。土地代については、引き受けてもらえるのであれば無償との考えもありましたが、お互いの合意により記載の金額であります。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

続いて7ページをご覧ください。

番号5、土地の所在は、大字子抱第7地割地内の田 1,012 m²について、譲り渡す方は農家ではないため今まで相対により譲り受ける記載の方に貸しておりましたが、今後においても自分で耕作する予定がないため贈与するものでございます。

場所につきましては8ページをご覧ください。

現地調査を実施しておりましたので、調査員より報告をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

高橋推進委員 現地調査の結果について、推進委員の高橋から報告いたします。

本日、午前9時から幅委員、中村推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号4番と5番の農地について報告します。

4番の農地は、●●の南側すぐの所にあり、全筆田として管理されておりました。

5番の農地は、●●から南東約300メートルの所にあり、こちらも田として管理されておりました。

どちらも、譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、今後の耕作について問題ないと確認しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま2件の現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 打ち切ってよろしいですか。では、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

議 長 賛成多数と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

局長 補佐 議案第2号。議案書は、9ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について同条第3項に規定により意見の決定を求めるものであります。

10ページをご覧ください。

番号3、土地の所在は、大字久保第8地割地内の畑1,587㎡について、売買により譲り受け太陽光発電装置を設置するものでございます。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

こちらでも現地調査を実施しておりますので調査員から報告をお願いします。

また、12から15ページの岩手県知事への許可申請に係る意見書・調査書の詳細につきまして、事務局より説明いたします。

議長 続いて、現地調査報告及び意見書等の説明をお願いします。

高橋推進委員 現地調査の結果について、推進委員の高橋から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号3番の農地転用の件について報告します。

3番の農地は、●●の南西側にあり休耕畑として管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認して参りました。

以上で報告を終わります。

主事 続きまして、私の方から事業概要を説明いたします。

12ページ及び13ページをご覧ください。

事業目的は太陽光発電設備の設置で、224枚の太陽光パネルを配置し、パネルの間を管理用通路として活用するものです。土地面積全面を使用するものです。

14ページをご覧ください。意見書・調査書の内容を説明いたします。

(意見書・調査書の内容を説明)

議長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番佐々木委員 太陽光の問題が出るたび言っているが、項目、欄外でもいいから、いつ誰が撤去するか明記してほしい。そういうことについて、国、県、何も動きがないのでし

ようか。

事務局 長 今回の事案は売買ですので、譲り受けた会社が土地を所有して責任を持つ。

貸借の場合は、パネルなど処分のあり方についてどういう契約になっているか、契約条項を確認することになります。

現在は、パネルを処分するやり方、剥離させガラスのみ再利用する技術が確立されているようで、県内にもそういう業者がありますので情報として提供します。

議長 県の常設委員会でも太陽光パネル設置案件が結構出ています。そういう問題も取りざたされています。ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑ないものと認め、質疑を終わります。これより、採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、第2号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長 補佐 議案第3号。議案書は16ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

17ページをご覧ください。

番号7、土地の所在は、大字川口第23地割地内の畑4,328㎡について、40年から50年程前から人手不足により耕作できず、現在山林となっているものでございます。

番号8、土地の所在は、大字子抱第3地割地内の畑1,339㎡について、42年前相続をした時から原野として管理され、現在に至っているものでございます。

番号9、土地の所在は、大字久保第10地割地内の72㎡について、昭和58年に住宅を新築した際に建物敷地として管理していたものでございます。

番号10、同じ10地割の敷地内の645㎡、369㎡について昭和50年頃から小屋などの敷地や居宅内の通路として管理していたものでございます。

番号 11、同じ敷地内で 426 m²について、昭和 48 年の煙草乾燥室を新築して以来、現在も管理、使用しているものでございます。以上、事務局説明を終わります。

場所につきましては、18 から 20 ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

中村推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中村から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号 7 番から 11 番の農地について報告します。

7 番の対象地は、●●にあり山林として使われており、時期も概ね申請のとおりであることを判断、確認いたしました。

8 番の対象地は、●●を約 400 メートル南下した道路沿いにあり、原野として管理されておりました。

9 番から 11 番の対象地は、●●の北側すぐの所にあり、9 番の農地は申請者の居宅が越境して建設されている状態。

10 番の農地 2 筆は、居宅への進入路としてアスファルト舗装がされていたり、小屋の敷地として使用されている状態。

11 番の農地は、小屋の敷地として使用されており、全てにおいて宅地管理されていることを確認いたしました。

それぞれの対象地において、今後農地に復元することは困難であり、非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 3 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これもちまして会議を閉じ、第25回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時03分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長 (会長)

2番

4番